

委員 長 報 告 書

さる 9 月 14 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 6 号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の
発行に関する条例について
を審査するため、9 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 6 号は、市議会の議員及び長の選挙において、選挙公報の発行に
関し必要な事項を定めるものである。

委員から、選挙公報の発行に係る経費と配布方法について 追加があ
り、経費として選挙公報掲載文作成に係る原稿用紙代、印刷代、配布手数
料であり、配布方法については、新聞折込みを考えている。新聞折込み以
外の補完措置としては、選挙公報を市役所、期日前投票所、各地区公民館
に置くことや希望者には個別に郵送することを考えている。また市ホーム
ページにも掲載する との答弁がありました。

福祉施設や病院への配布について 追加があり、必要部数を届ける
との答弁がありました。

選挙公報掲載文の文字数に制限はあるか との追加があり、所定の様
式の枠内に収まる範囲であれば制限はない との答弁がありました。